

第2章 計画策定の背景

1 「第3次田布施町男女共同参画プラン」策定後の国・県の動き

(1) 国の動き

◆「女性活躍推進法」の改正

働く場面において活躍を望む女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現のため平成27年9月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正されました。一般事業主行動計画の策定等の義務を常用労働者301人以上から101人以上の企業に拡大することや、女性活躍に関する情報公表項目の拡大等を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が令和元年5月に成立し、令和2年4月に施行されました。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行、改正

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に施行されました。国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどが定められました。

令和3年6月には、①政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れていること、②男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要であるという観点から、政令等がより積極的な取組を行うこととなるよう推進するとともに、国・地方公共団体の施策を強化するため、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律一部改正法が施行されました。

◆「働き方改革関連法」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進することを目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、時間外労働の上限設定や5日以上の年次有給休暇の取得義務の導入等が定められた「労働基準法」が平成31年4月に施行されました。

また、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差を改善するための規定の整備等を内容とする「パートタイム・有期雇用労働法」が改正され、令和2年4月に施行されました。

◆「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正

職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置について事業主への義務付けを内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、平成29年1月に施行されました。

また、これらの法律を改正し、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止等、ハラスメント対策の強化について、令和2年6月に一部施行されました。

そして、「育児・介護休業法」については、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じた男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため令和3年6月に以下の5つが改正されました。

- ①男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設（令和4年10月施行）
- ②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け（令和4年4月施行）
- ③育児休業の分割取得（令和4年10月施行）
- ④育児休業の取得の状況の公表の義務付け（令和5年4月施行）
- ⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和（令和4年4月施行）

◆「配偶者暴力防止法」の改正

DV 被害者及びその同伴する家族の保護を行うに当たって、その適切な保護が行われるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、令和2年4月に施行されました。これにより、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることが明確化されました。

◆「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、教育・啓発の強化などに取り組むことが、令和2年6月に決定されました。

◆ SDGs の達成に向けた取組

平成27年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な環境や社会を実現するために、「誰一人取り残さない」を理念とする行動計画（SDGs）における17ある目標の1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。平成28年に総理を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のために取り組んでいます。

◆ 国の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月策定）を改定した、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。目指すべき社会として以下の4つが提示されました。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(2) 山口県の動き

◆ 「やまぐち維新プラン」、「やまぐち未来維新プラン」の策定

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として、平成30年10月に「やまぐち維新プラン」、令和4年12月に「やまぐち未来維新プラン」が策定されました。

◆ 第2期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第1期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築した上で、県の実情に応じた実践的な計画として令和2年3月に策定されました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の推進」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を推進することとしています。

◆ 「山口県配偶者暴力等対策基本計画」の策定

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改定等を踏まえて、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」を令和3年3月に改定し、DV対応と児童虐待対応との連携などを強化しました。

◆ 性暴力相談ダイヤル「あさがお」の開設

性暴力被害に特化した相談専用電話を平成29年1月に山口県男女共同参画相談センターに開設し、関係機関と連携しながら、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を実施しています。

◆ 男女共同参画に関する県民調査の実施

男女平等や仕事、家庭、地域等に関する県民の意識や配偶者等からの暴力の実態を把握することを目的として、18歳以上の県民を対象に「男女共同参画に関する県民意識調査」、「男女間における暴力に関する調査」を令和元年9月に実施しました。

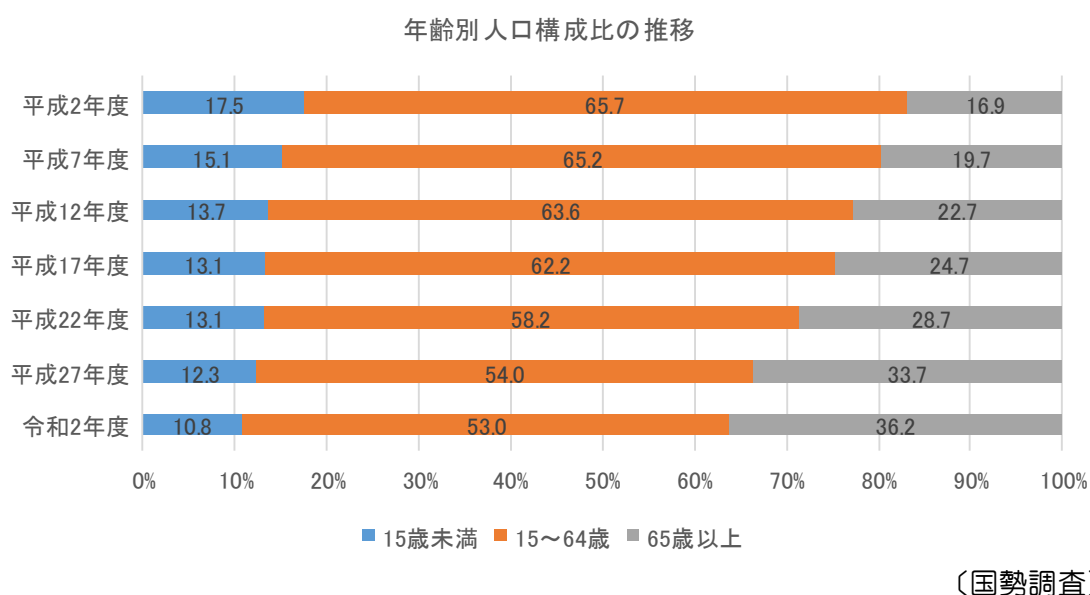
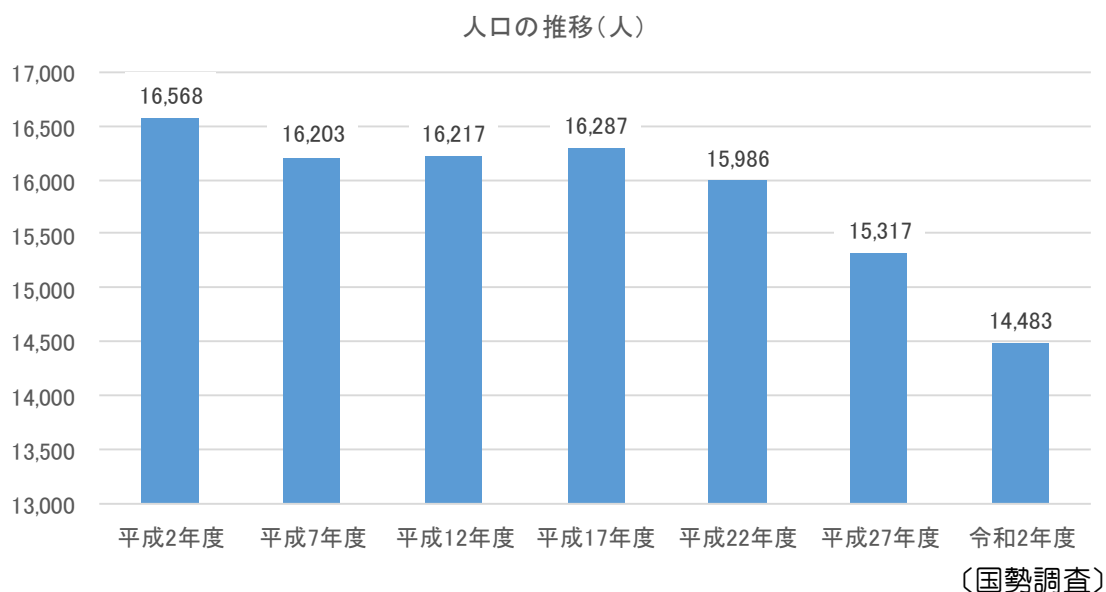
◆ 山口県の「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づく「第5次山口県男女共同参画基本計画」が令和3年3月に策定されました。男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

2 田布施町の現状

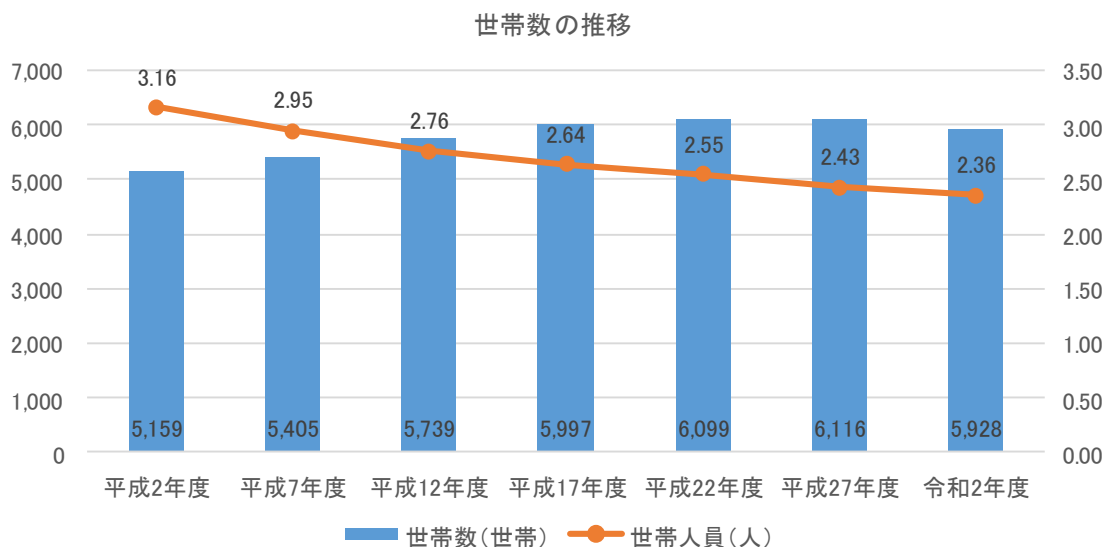
(1) 人口の変化

本町の人口は、平成17年度以降、減少傾向にあります。特に、近年では減少幅が多くなっています。年齢別人口構成比については、64歳以下の人口割合が減少傾向にあり、高齢者人口が増加傾向にあることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

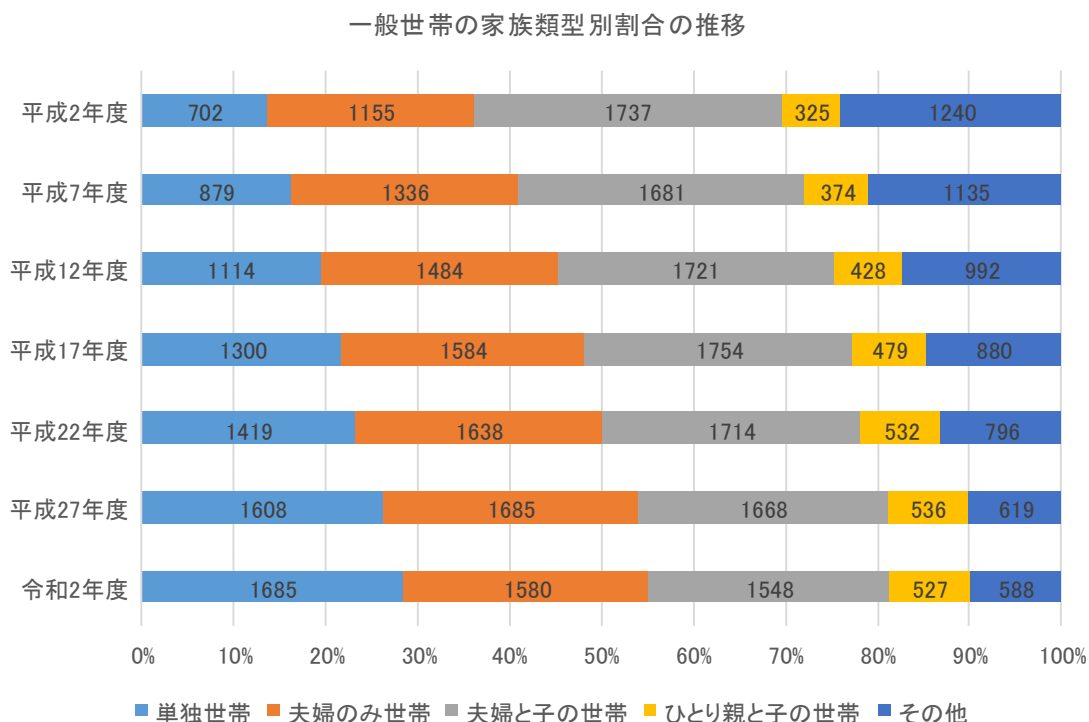


(2) 家族形態の変化

本町の世帯数は平成27年度までは増加傾向にあったものの、令和2年度には減少しています。また、一世帯あたりの世帯人員も減少傾向にあります。家族類型別割合の推移については、単独世帯が増加傾向にあります。全体の9割が単独世帯と核家族世帯で構成されています。



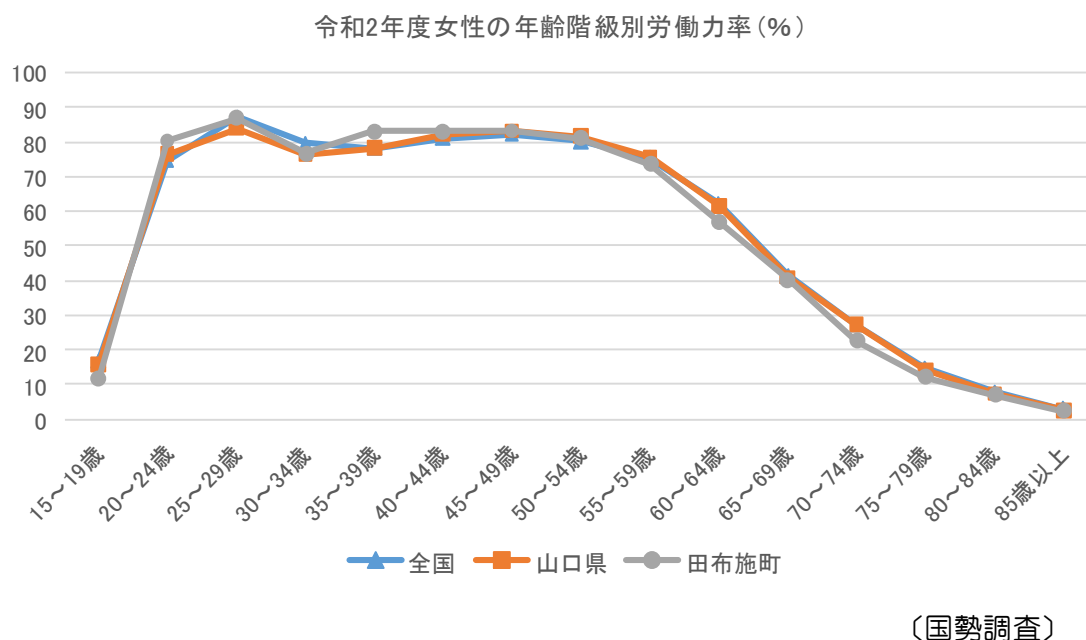
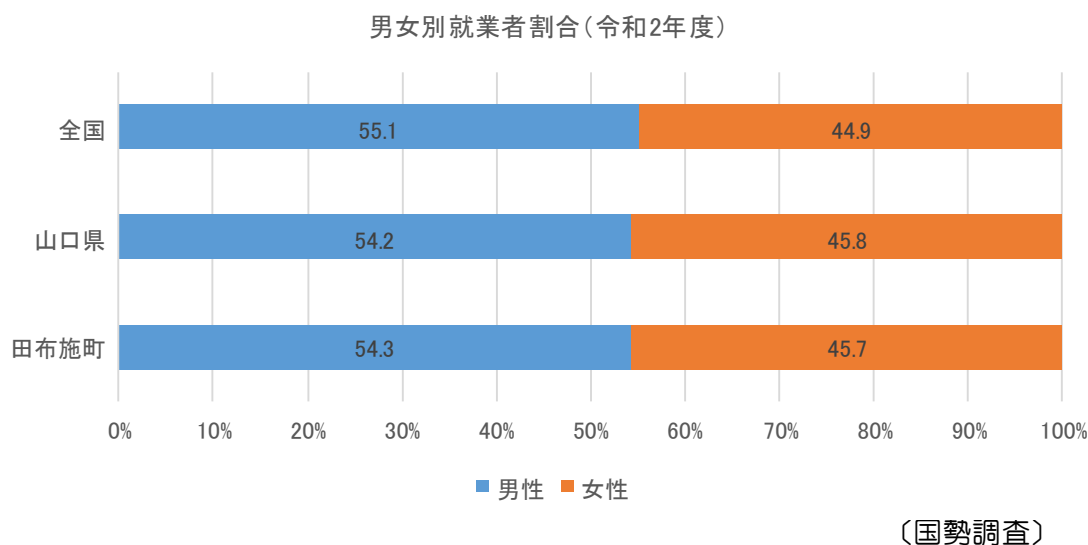
(国勢調査)



(国勢調査)

(3) 社会経済情勢の変化

本町の男女別就業者割合は、全国や県と同様、女性が4割超となっています。女性の年齢階級別労働力率については、25～29歳で上昇後、30～34歳で低下し、35～49歳で再び上昇傾向にあり、50歳以降減少しています。全国・県と同様、ゆるやかな「M字カーブ」を描いています。結婚や妊娠出産のタイミングで離職し、その後落ち着いたタイミングで再就職している状況がうかがえます。



3 「第3次田布施町男女共同参画プラン」における取組内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点項目1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し・意識の改革

- ・町民への意識啓発活動として、10月の男女共同参画推進月間には図書館にて関連図書・資料の展示を行いました。また、町広報誌の「私たちと人権」シリーズにて、外国人住民と支え合う社会についての掲載を行いました。

重点項目2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ・保育所において、園児と地域住民の交流活動事業を実施しました。
- ・学校において、全生徒に対して情報モラル研修、教職員に対して人権研修を実施しました。また、制服に関してズボンもしくはスカートを男女共に自由に選択できるようになりました。
- ・家庭生活において、両親学級、育児講座・相談、子育て輪づくり運動等を実施し、男女共同参画の意識向上に努めました。
- ・行政において、職員に対して人権研修を実施しました。

基本目標Ⅱ 男女が共に活躍できる社会づくり

重点項目3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・夫婦・家族の相互協力による家庭づくりを支援するため、男性を対象に料理教室、中高校生を対象に食育講座を実施しました。
- ・延長保育、病児病後児保育等の多様な保育サービスの提供や母子保健推進員・児童民生委員と連携して育児支援を実施しました。
- ・子ども家庭支援センターにて、子育てに関する専門的な相談に応じ、切れ目のない支援を行いました。また、不登校や登校しぶり、その他の問題で困難を抱える家庭に対して、きめ細やかな支援を行うことにより、家庭教育の向上を図ることを目的として「家庭教育支援チーム」を設置しました。
- ・介護が必要になった人及びその家族に対して、情報交換や相談ができる場を提供しました。また、認知症地域支援推進員・地域包括支援センターと連携して認知症支援の早期対応に努めました。

重点項目4 働く場における男女共同参画の推進

- ・国、県の労働関係機関と連携してチラシ・ポスター等により雇用相談窓口の情報提供を行いました。
- ・町における各種委員会・協議会等で積極的な女性の登用を行いました。

基本目標III だれもが健康で安心して暮らせる環境づくり

重点項目5 男女間における暴力の根絶

- ・毎年11月、町広報誌により相談窓口の紹介を行いました。また、令和4年度の「二十歳のつどい」では、参加者に対して県が作成したデートDV関連のチラシを配布し、啓発を行いました。
- ・要保護児童対策地域協議会では、関係機関と連携して家庭状況等の共有を行い、児童虐待の未然防止を図りました。

重点項目6 生涯を通じた男女共同参画の推進

- ・特定の年齢の人を対象にがん検診の自己負担を無料にすることで、受診率の向上に努めました。
- ・子ども食堂の開設や地域包括連携協定によりフードバンク活動を行う事業所と連携して経済的支援を実施しました。
- ・地域包括支援センターと連携して介護を要する人の早期発見に努めました。また、百歳体操の普及を行いました。
- ・自立支援給付や地域生活支援事業により、障害のある人々の自立を支えました。

男女共同参画に関する意識調査の実施

(1) 目的

男女共同参画に関する町民の意識や考え方などを調査し、第 4 次田布施町男女共同参画プラン策定及び今後の町政運営を行う上での基礎資料として、令和 4 年 9 月に「男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

(2) 調査対象者

20 歳以上の田布施町民から 775 人を無作為抽出

(3) 調査期間

令和 4 年 9 月 16 日 (金) ～令和 4 年 10 月 7 日 (金)

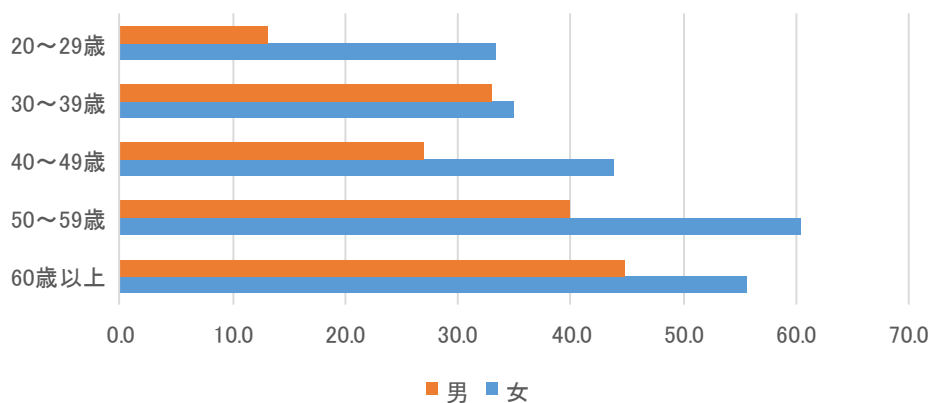
(4) 調査方法

郵送による調査票の配布及び回収

(5) 回収結果 回収率 37.7%

年齢	調査票配布数 (人)		調査票回収数 (人)		
	男性	女性	男性	女性	不明
20～29 歳	84	93	11	31	1
30～39 歳	106	97	35	34	0
40～49 歳	63	57	17	25	0
50～59 歳	60	58	24	35	0
60 歳以上	76	81	34	45	0
合計	775		292		

意識調査回収率 (%)



第3次プラン目標の達成状況

25 項目中、「達成」が 7 項目、「未達成」が 18 項目となっています。

項目		基準値 (H29)	目標値	現状値 (R4)	達成 状況	
基本 目標 I	男女の地位の平等感 (平等と感じる人の割合)	家庭生活の場	34.1%	60%以上	34.2%	×
		学校教育の場	72.1%	75%以上	73.3%	×
		就職機会・職場	23.9%	30%以上	26.4%	×
		地域活動の場	51.8%	60%以上	57.8%	×
		法律や制度	45.3%	50%以上	37.0%	×
		社会通念・慣習・しきたり	22.1%	30%以上	20.8%	×
		政治や経済活動	23.6%	33%以上	21.2%	×
		「男は仕事、女は家庭」という考え方(肯定する人の割合)	26.4%	下げる	19.9%	○
		仕事と家庭生活・地域活動を両立させている人の割合	31.5%	上げる	34.4%	○
		待機児童数	保育園	0人	維持	0人
		放課後児童クラブ	1人	0人	0人	○
	子育て世代包括支援センターの設置数	0か所	1か所	1か所	○	
基本 目標 II	自治会長に占める女性の割合	6.8%	10%以上	6.8%	×	
	消防団員に占める女性の割合	5.3%	15%以上	7.5%	×	
	農業委員に占める女性の割合	14.3%	15%以上	14.2%	×	
	家族経営協定締結数	農家	6戸	8戸	6戸	×
		漁家	6戸	7戸	5戸	×
	認定農業者に占める女性の割合	0.0%	10%以上	3.2%	×	
	女性起業家・グループ数	5グループ	8グループ	5グループ	×	
本町の審議会における女性の割合	14.9%	30%以上	25.6%	×		
基本 目標 III	配偶者等からの暴力を受けたことがある人の割合	6.2%	減少させる	5.2%	○	
	DV被害を相談した人の割合	42.1%	上げる	33.3%	×	
	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	87.3%	上げる	93.8%	○	
	山口県男女共同参画相談センターの認知度	12.7%	50%以上	6.8%	×	
	健康診断(特定健診)受診率	25.5% ^{※1}	70%以上	29.7% ^{※2}	×	

【達成状況 ○：達成 ×：未達成】

※1 平成28年度の値

※2 令和3年度の値

